## 医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術【手術実績】

集計期間: 2024年(平36年)1月 ~ 2024年(平36年)12月

区分		手術分類	件数
区分1	ア	頭蓋内腫瘤摘出術等	23
	イ	黄斑下手術等	3
	ウ	鼓室形成手術等	0
	エ	肺悪性腫瘍手術等	0
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	0
区分2	ア	靱帯断裂形成手術等	5
	イ	水頭症手術等	23
	ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
	エ	尿道形成手術等	0
	才	角膜移植術	0
	カ	肝切除術等	0
	+	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0
区分3	ア	上顎骨形成術等	0
	イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
	ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
	エ	母指化手術等	0
	オ	内反足手術等	0
	カ	食道切除再建術等	0
	+	同種死体腎移植術等	0
区分4	_	胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術(通則4に掲げる手術を除く。)	70
区分その他	ア	人工関節置換術	86
	イ	乳児外科施設基準対象手術	0
	ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	16
	エ		
		及び体外循環を要する手術	0
	オ	<b>経皮的冠動脈形成術</b>	
		急性心筋梗塞に対するもの	0
		不安定狭心症に対するもの	3
		その他のもの	1
			0
		経皮的冠動脈ステント留置術	
		急性心筋梗塞に対するもの	5
		不安定狭心症に対するもの	12
		その他のもの	11